

## 「企業版ふるさと納税」の概要と留意点

平成28年度税制改正において、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が創設されました。今回はこの制度の適用を受ける際の手続きの概要と留意点について解説します。

### ■手続きの概略

まず、地方公共団体が、地方版総合戦略に位置付けられた事業で、しごと創生や結婚・出産・子育て等の観点から効果の高い地方創生事業について、地域再生計画を策定し、国の認定を受ける必要があります。

認定を受けた地域再生計画に記載された地方創生事業に対し企業が寄付を行った場合に、当該寄付について税の優遇措置を受けることができます。

### ■税制優遇措置の内容

従前の損金算入措置（寄付額の約3割の税負担軽減）に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の措置が創設されました。新たに創設された寄付額に対する税額控除額の割合は、法人住民税、法人事業税、法人税の合計で寄付額の3割となります。

#### ①法人住民税

寄付額の2割を税額控除（税額の20%を上限）

#### ②法人事業税

寄付額の1割を税額控除（税額の20%（地方自治体特別税廃止後は15%）を上限）

#### ③法人税

①で控除しきれなかった金額と寄付額の1割のうちいずれか少ない金額を税額控除（税額の5%を上限）

これら税制優遇措置のイメージ図は以下のようになります。

### ■留意点

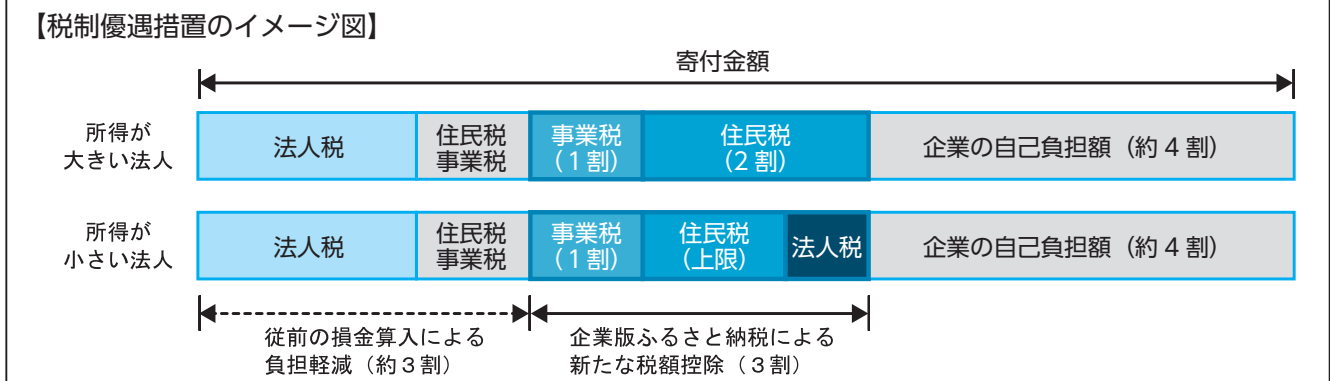
この制度を利用するには、次のような点に留意する必要があります。

- ①寄付の代償として、補助金の供与、入札や許認可での便宜、有利な利率での融資などの経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ②自社の本社が所在する地方公共団体への寄付については対象となりません。
- ③地方交付税の不交付団体である都道府県や地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている市町村への寄付については、対象となりません。

#### 【平成28年度において対象外となる地方公共団体】

東京都、東京都23特別区・立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・国分寺市・多摩市・羽村市・瑞穂町、神奈川県鎌倉市・藤沢市・厚木市・寒川町、埼玉県戸田市・三芳町、千葉県市川市・浦安市

- ④1回当たり10万円未満の寄付は対象とはなりません。
- ⑤寄付の払込みは、地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄付活用事業」を実施し、事業費が確定した後に行います。また、対象となる寄付は、確定した事業費の範囲内までとなります。



(鶴巻博行公認会計士・税理士事務所)

# キャリアアップ助成金について

## 1. キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金は、「正社員化コース」、「人材育成コース」、「処遇改善コース」の3種類のコースから成り立っており、各取組みを実施した事業主に対して助成金が支給されます。本稿では、契約社員、パート・アルバイト等の有期契約労働者を正社員に転換した際に支給される。「正社員化コース（有期→正規）」について紹介いたします。

助成内容		助成額（ ）は中小企業以外の額
正社員化コース	有期契約労働者を正社員に転換	有期→正規:1人あたり60万円(45万円) ※人数に上限があります

## 2. キャリアアップ計画の作成

キャリアアップ助成金を申請する前に、有期契約労働者のキャリアアップに向けた取組みを計画的に進めるため、今後のおおまかな取組みイメージ（対象者、目標、期間等）をあらかじめ作成し管轄労働局等へ提出する必要があります。

### キャリアアップ助成金の流れ

キャリアアップ計画の作成・提出

正社員へ転換

支給申請  
(計画提出から最短で7~8ヶ月)

助成金の支給

※助成金は「必ず支給される」というものではありません

## 3. 対象者となる労働者

キャリアアップ助成金の対象となる労働者は、以下の条件等をすべて満たす労働者です。

- (1) 雇用期間が通算して6ヶ月以上ある有期契約労働者。
- (2) 正社員として雇用することを約して雇い入れられていない。

(3) 正社員に転換した日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所において正社員等として雇用されたことがない。

(4) 事業主又は取締役の3親等以内の親族以外の者である。

※その他にも条件があります

## 4. 対象となる事業主

キャリアアップ助成金の対象となる事業主は、以下の条件等をすべて満たす事業主が対象です。

(1) 正社員に転換する制度を就業規則等に規定している。

(2) 上記(1)の規定に基づき、雇用する有期契約労働者を正社員に転換している。

(3) 上記(2)により転換された労働者を、転換後6ヶ月以上の期間継続して雇用している。

(4) 正社員に転換した日の前日から起算して6ヶ月前の日から1年を経過する日までの間に、雇用保険の被保険者を解雇等していない。

(5) 正社員に転換した日以降の期間について、当該労働者を雇用保険の被保険者として適用している。

(6) 正社員に転換した日以降の期間について、当該労働者を社会保険の被保険者として適用している。

※その他にも条件があります

## 5. 留意点等

キャリアアップ助成金は、大変魅力的な助成金ですが、社会保険の適用除外だったパート従業員等を正社員に転換した場合は、社会保険料等の人件費が毎月発生することも考慮しなければなりません。

助成金はあくまでも、雇用管理制度等を導入するためのきっかけとして活用し、雇用環境が改善されることにより労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保することを目的として活用して下さい。

(特定社会保険労務士(土浦支部)小林基伸)